

会報

いきいき

創刊号

発行

NPO法人 埼玉県成年後見センター いきいきネット
理事長 村山 勇治

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂2-15-3 母子福祉会館内
TEL 048-833-0444 FAX. 048-833-0400
Mail saitama@ikuseikai.jp HP http://saitama.ikuseikai.jp



「いきいきネットと私」

代表理事 村山 勇治

障がいのある長男が逝って足かけ20年になる。そんな私が県育成会の理事長とともに、NPO法人いきいきネットの代表理事を務めることになるうとは思ってもしなかったことである。

私達の子供の暮らしや、何よりその権利を護らねばならない活動の中で、立场上、対象の子供がいない者が、他の親たちと同じ思いを共有できるのか？また、モチベーションを持ち続けられるのかどうか、考えあぐねることが幾たびもあった。

事実、この20年の間に何度も育成会から離れる機会があったのだが、その都度、仲間だった育成会の親たち、理解者で応援をもらった人たち、なにより、育成会活動を優先させてくれている勤務先の幹部職員たち、これらの人たちの支えがあったればこそ、気持ちをつないでこれたのだと思っ

て。無論至らないことだらけの私ゆえ、どれだけの貢献が出来るか自信は無い。

が、亡くした子供にしてやれなかったことだらけの自責の念を、モチベーションに代えて務めていくことしかないと思っ

ている。幸い、目の前に150人の福祉サービスを提供させてもらっている人たちがいる。彼ら、彼女たちがどんな人たちと、どんな暮らしを望むのか、容易に推し量ることが出来る立場にいる。その意味で早急

に手を付けねばならないのが、成年後見の仕組みだと思っ。地域社会からのリスクや、時としてサービス提供事業者や、場合によっては親兄弟からの権利擁護には欠かせない。

いきいきネットの組織が充実し受任体制が整えば、後見申請が飛躍的に増えることが予想される。いきいきに携わる役員の使命は一層大きなものになる筈だ。



相談
支援

無料で行っています！

○任意後見、法定後見にかかわらず成年後見制度について、その利用方法、申立手続き、後見人は誰が良いか、報酬等々、何でもご相談ください。*なお、成年後見制度に関する研修のご依頼も随時承っております。

■法人後見を利用するにはどうしたら良いのか？

○相談は事務所までお越しに歩いて行っておりますが、事情によりましては出張相談(無料)もお受けしています。

相談受付は下記連絡先で行っています。お気軽にお電話下さい。

NPO法人 埼玉成年後見センター いきいきネット

TEL 048-825-6200 (受付時間 10:00 ~ 15:00) FAX 048-833-0400

電子メール ikiki@ikuseikai.jp ホームページ http://saitama.ikuseikai.jp/ikiki/

平成22年度事業報告

一、概観

平成22年度は、独立行政法人福祉医療機構の助成を受け、大変活発な活動を行った年となりました。

成年後見制度を啓発するために、埼玉県内各地にて多くの研修会や相談会を開催し、結果として多くの方の後見受任につながりました。

後見の受任中には、予期せぬ様々な問題が発生しますが、組織運営第三者委員会や形成されつつあるネットワークを活用し、諸問題の解決に当たりました。

当法人の事業について、社員の皆様のご協力に感謝申し上げ報告とさせていただきます。

二、事業の実施

(1) 知的障害者の成年後見に係わる相談及び支援事業

①相談対応

○成年後見制度その他権利擁護一般についての相談対応

ア 電話のみの相談…15件

イ 来訪・出張相談…39件

②法人後見の受任

ア 法人後見の受任…12名（うち後見類型11名、保佐類型1名）（平成23年3月末）

イ 後見スタッフとの契約…10名

収支計算書

平成22年4月1日～平成23年3月31日まで

1) 収入の部

(単位：円)

大科目	中科目	予算額	決算額	差異	摘要
会費収入	団体正会費収入	153,000	135,000	18,000	45会
	個人正会費収入	23,000	23,000	0	23名
	個人賛助会費収入	40,000	282,000	△242,000	97名
事業収入	後見相談及び支援事業	168,000	168,000	0	後見報酬等
	後見制度及び啓発事業	20,000	58,000	△38,000	講師謝金等
寄付金	寄付金収入	0	170,000	△170,000	
助成金	育成会助成金収入	50,000	50,000	0	
雑収入	雑収入	10,000	39	9,961	
当期収入合計		464,000	886,039	△422,039	
前期繰越収支差額		247,371	247,371	0	
収入合計		711,371	1,133,410	△422,039	

2) 支出の部

大科目	中科目	予算額	決算額	差異	摘要
事業費	後見相談及び支援事業	170,000	169,344	656	
	後見スタッフ委託費	100,000	90,000	10,000	委託費 6名
	旅費交通費	20,000	38,091	△18,091	出張旅費
	その他費用	50,000	41,253	8,747	貸金庫等
	後見制度及び啓発事業	120,000	78,622	41,378	
	旅費交通費	20,000	20,810	△810	出張旅費
	その他費用	100,000	57,812	42,188	会場費等
小計	290,000	247,966	42,034		
管理費	旅費交通費	100,000	72,240	27,760	会議交通費
	事務用品消耗費	20,000	39,378	△19,378	印刷代等
	通信運搬費	50,000	55,818	△5,818	電話代、メール便
	会議費	10,000	21,748	△11,748	会議室料等
	渉外費	10,000	22,500	△12,500	年賀状等
	研修費	20,000	28,000	△8,000	
	謝金	150,000	130,000	20,000	第三者委員会
	雑費	30,000	63,246	△33,246	保険料等
	小計	390,000	432,930	△42,930	
予備費	31,371	0	31,371		
当期支出合計		711,371	680,896	30,475	
当期収支差額		△247,371	205,143	△452,514	
次期繰越収支差額		0	452,514	△452,514	

(2) 成年後見制度の普及啓発事業
① 研修会

ア 研修会開催
イ 講師派遣

(3) 独立行政法人福祉医療機構助成

社会福祉振興事業

法人後見による成年後見システム確立、後見スタッフの養成、成年後見制度の啓発を目的とした事業を行った。

1. 法人後見拡大事業

(1) 後見システム構築委員会
① 後見システム構築委員会開催

② 後見制度マニュアル作成

(2) 法人後見の推進

① ニーズ掘り起こし行動

研修・相談会の実施

② 申立てに向けた準備活動

2. 啓発事業

(1) 行政に対する働きかけについて
① 市町村キャラバンの実施

成年後見制度利用支援事業（市町村事業）の積極的活用を促す目的
埼玉県内の64全市町村役場対象

3. 地域住民向け講習会

地域に在住する市民に対して成年後見制度の概要を説明

平成22年度事業計画

一、事業実施の方針

昨年度までに12名の方の後見等を受任しました。今年度は、後見業務の実務と、実施体制の強化を念頭に組織作りを進めたいと思います。

また、引き続き、啓発活動を実施することにより、成年後見制度の必要性を多くの方々に伝えます。

昨年度は、独立行政法人福祉医療機構からの助成によって進めた事業が多くありましたが、助成に頼らずとも安定した運営になるよう、法人組織・財政基盤の更なる強固のための整備を図ります。

成年後見制度を必要としている全ての方に支援できるよう、法人後見システムを構築し、その権利の実現を図るために邁進いたします。

二、会議

(1) 通常総会

(2) 理事会

(3) 組織運営第三者委員会

委員構成

弁護士会、司法書士会、社会福祉協議会、大学、埼玉県発達障害福祉協会、社会福祉士会

(4) 定例会

(5) ケア会議・運営会議

三、事業

(1) 知的障害者とその家族等の成年後見に係わる相談及び支援事業

① 相談対応

ア 電話相談

イ 来訪相談

ウ 出張相談

② 法人後見の受任

ア 後見人としての活動

イ 法人後見の新規受任
ウ 後見体制の強化

(2) 成年後見制度の普及啓発事業

① 研修会

ア 研修会の開催

イ 講師派遣

② 会報の発行

年2回予定(6月、1月)

③ ホームページ公開

収支予算書

平成23年4月1日～平成24年3月31日まで

1) 収入の部

(単位:円)

Table with 6 columns: 大科目, 中科目, 予算額, 決算額, 差異, 摘要. Rows include 会費収入, 事業収入, 寄付金, 助成金, 雑収入, and summary rows for 当期収入合計, 前期繰越収支差額, and 収入合計.

2) 支出の部

Table with 6 columns: 大科目, 中科目, 予算額, 決算額, 差異, 摘要. Rows include 事業費, 管理費, and summary rows for 予備費, 当期支出合計, 当期収支差額, and 次期繰越収支差額.





成年後見制度の心（理念）

副代表理事 新井 宏

民主主義社会では「個人の尊厳」が保障され、個人の幸福追求に対する権利（自分流の人生を生きる権利）は尊重されなければならないと憲法（13条）にも規定されており、介護保険からは福祉サービスの提供は、「契約」（自分で選べるもの）という形を取るようになります。

皆さんは、子どもには知的障害がありお金のことはわからない、あるいは、福祉サービスのどれが自分にふさわしいのか判断できないと考え、本人の代わりに親（保護者）がやるのは当たり前と考えていないでしょうか。例えば知的障害により判断能力が不十分であっても、本人の代わりに親（保護者）が預金の払出とか福祉施設との契約とかの法的行為を行うことは法（民法）的には出来ません。今までは社会の慣習から大目に見られてきましたが、個人を尊重する（個人の権利を重視）するという考えが社会に根付くにつれ、このような行為は出来なくなるでしょう。ではこのような判断能力が不

十分な人（自分で意思決定出来ない人、自分で意思決定すると不利益を被る恐れがある人）を支援するにはどうしたらよいのでしょうか。そのための制度がこの成年後見制度です。

国（家裁）により選任された後見人等が先ず考慮しなければならないことは本人がどのような人生を送りたいのかということです。後見人等が職務を行う上でいつも念頭に置いておかなければならないこととして、この制度は3つの理念を定めています。

- 第一に 「自己決定の尊重」（本人意思の尊重）
- 第二に 「今ある能力の活用と保護の調和」
- 第三に 「ノーマライゼーション」（家族・施設で支える↓地域で支える）

このようにこの制度の目的は本人が「よく生きること」を支援（身上監護）することであり、財産管理はそのための手段と考えられます。後見人等は本人といっしょになって本人の人生を歩んで行かなければなりません。人生の伴走者としての責務は重大で、ひとりの人が背負うにはあまりに負担が大きいと考えられます。複数の人が協力してこの責務を果たしていく法人後見が知的障害のある人にとっては最適な支援であると思っています。

集 募 員 会 助 賛

NPO法人 埼玉成年後見センター いきいきネット では、法人の趣旨にご賛同いただける皆様からのご賛助を募集しています。

個人賛助会員 1口 1,000円

団体賛助会員 1口 5,000円

お振込み先 ゆうちょ銀行（郵便局）

口座番号 00100-5-718146

口座名 NPO法人 埼玉成年後見センター いきいきネット

ご賛同いただける方は、上記振込み先にご入金いただくか、もしくは振込用紙をお送りいたしますので下記専用電話までお問い合わせください。

TEL : 048-825-6200 (受付時間 月曜～金曜 10:00～15:00)